

地方消費税交付金(社会保障財源化分)を充てた
社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より施行された消費税及び地方消費税の税率引き上げに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

長与町の令和7年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途は、下記のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 606,045 千円

(歳出)

・社会保障施策に要する経費 4,105,350 千円

【社会保障施策に要する経費の内訳】 (単位：千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	社会保障財源化分の市町村交付金	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,209,443	860,017	0	0	110,355	239,071
	児童福祉事業	1,336,056	1,022,816	0	2,112	98,259	212,869
	母子福祉事業	17,463	8,622	0	0	2,792	6,049
	高齢者福祉事業	30,074	1,910	0	4,246	7,554	16,364
	小 計	2,593,036	1,893,365	0	6,358	218,960	474,353
社会保険	国民健康保険事業	181,755	136,317	0	0	14,350	31,088
	介護保険事業	412,725	20,625	0	0	123,832	268,268
	後期高齢者医療事業	617,320	89,000	0	0	166,853	361,467
	小 計	1,211,800	245,942	0	0	305,035	660,823
保健衛生	医療提供体制確保事業	23,640	0	0	2,051	6,818	14,771
	疾病予防対策事業	156,066	19	0	8	49,280	106,759
	母子保健事業	67,641	34,578	0	1,421	9,993	21,649
	健康増進事業	53,167	2,635	0	0	15,959	34,573
	小 計	300,514	37,232	0	3,480	82,050	177,752
合 計		4,105,350	2,176,539	0	9,838	606,045	1,312,928